

建設工事入札における最低制限価格等の算定方法の見直しについて

このたび、国において、ダンピング受注による公共工事の品質への影響や下請業者・建設労働者へのしわ寄せに対応するため（ダンピング受注の防止）、低入札価格調査基準の見直しがありました。

当局におきましても、国の基準見直しを受け、建設工事入札にかかる最低制限価格および低入札価格調査基準価格の算定方法について見直しを行い、下記のとおり当該制度の改正を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直しの概要

基準価格および低入札価格調査基準価格の算定

【現行（H29.6.30まで）】		【見直し後（H29.7.1から）】
直接工事費の95%		直接工事費の 97%
共通仮設費の90%	⇒	共通仮設費の90%
現場管理費の90%		現場管理費の90%
一般管理費等の55%		一般管理費等の55%
の合計額		の合計額

※最低制限価格等算定方法の詳細については、「**3 関係要領**」をご確認ください。

2 適用時期

平成29年7月1日以降に入札公告（または指名通知）する建設工事（**公告日（または指名通知日）が平成29年7月1日以降**の入札案件から**新基準**を適用します。）

3 関係要領（※下記をクリックすると各要領にリンクします。）

[\(1\) 函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領](#)

[\(2\) 函館市企業局建設工事低入札価格調査要領](#)